

ファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートセンターは“子育ての応援をしてほしい人”と“子育てを応援したい人”が会員となって、お互いに助け合いながら、育児の援助活動を行う会員制の組織です。

会員になるには

センター事務局で入会手続きを行い、会員登録をしていただきます。会費はいりません。

- | | |
|---------------|---|
| おねがい会員 | 宍粟市に在住または勤務する方で、生後3か月～小学6年生までの子どもを預かってほしい方 |
| まかせて会員 | 宍粟市に在住する、心身ともに健康で保育に熱意があり、保育施設等への送迎や自宅で子どもを預かることができる方 |
| どちらも会員 | 預けたり、預かったりの両方を兼ねて出来る方 |

★ 入会申込者には会員証を発行します。

まかせて・どちらも会員申込者は、写真(2×3cm程度)が必要です。

援助できる内容

育児援助

- 保育施設等の開始前・終了後の子どもの預かり
- 会員の病気・出産・介護時における子どもの預かり
- きょうだいの学校行事時における子どもの預かり
- 保育施設等への子どもの送迎
- 休日出勤等における子どもの預かり
- 子どもが軽い病気の場合における預かり

※その他、センターで認める範囲内でさまざまな援助が行われます。



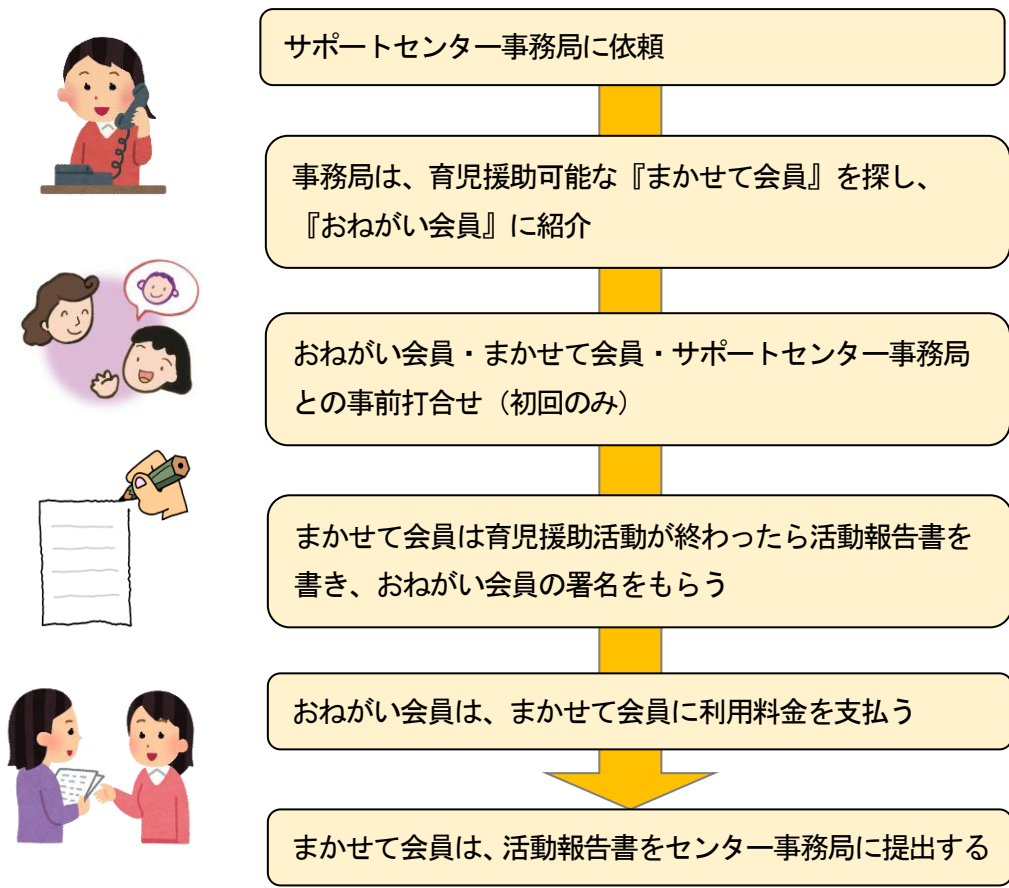
- ・講習会に参加したい
- ・将来の為、資格をとりたい
- ・美容院に行きたい



- ・家族の介護で育児が出来ない
- ・家族が通院・入院している
- ・自分の病気で身体を休めたい

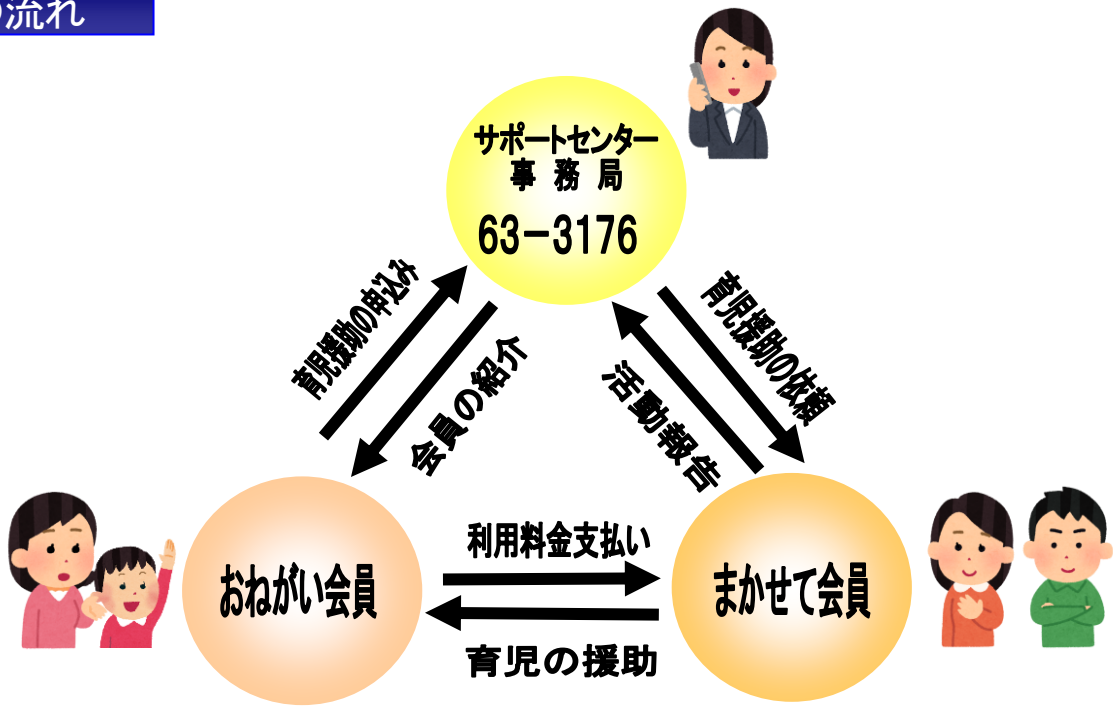
- (注)
1. 子どもの宿泊を伴う援助活動は行いません。
 2. 子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅において保育を行います。
※子どもが病気の場合などには、おねがい会員の家庭において行うことも出来ます。
 3. 家事援助は行いません。
 4. 内容により、お受けできない場合や他の制度をご案内する場合があります。

援助が必要になったら



※活動報告書の提出は月末締めで翌月の10日頃までをお願いします。
 ※初めての事前打合せや援助の時には、アドバイザーがお手伝いします。

活動の流れ



会員の心得

1. ファミリーサポートセンターの趣旨と決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。
3. 約束した時間は必ず守りましょう。
4. センター事務局へ連絡なしに、会員同士で交渉を行わないで下さい。
5. 事前打合せは、定められた用紙にそって行って下さい。
6. おやつや食事については、十分に打ち合わせしましょう。



[まかせて会員]

1. 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認して下さい。
2. 子どもの安全確保のため、センター事務局が主催する緊急救命講習や事故防止に関する講習を受けていただく必要があります。
※保育士や看護師など資格をお持ちの方や過去に同様の研修等を受講済みの方は省略できる場合があります。
3. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンター事務局に連絡して下さい。
4. 活動報告書（センター用）は、センター事務局に必ず提出して下さい。

[おねがい会員]

1. 依頼した援助活動内容以外の仕事は要求しないで下さい。
2. 活動終了後、決められた料金をまかせて会員に支払って下さい。

(注) センター事務局へ連絡なしの活動、及び活動報告書の提出がないものについては、補償保険は適用されません。

報酬の基準



1. 報酬の基準は次のとおりです。

活動日	活動時間	一人あたりの報酬額
日曜日～土曜日(年末年始を除く)	午前7時～午後7時	30分・・・250円

2. 最初の30分までは、それに満たない場合でも30分とみなします。
3. 30分以上～1時間以内は、1時間とみなします。
4. 兄弟に限り、複数の子どもの預ける場合は、2人目から半額となります。
5. 取り消し料については、次のとおり、おねがい会員が支払って下さい。

前日までの取り消し	無 料
当日取り消し	上記基準により算定された報酬額の半額
無断取り消し	全 額

6. おねがい会員が、特定のものを希望する場合は、おねがい会員自身が用意して下さい。
7. 食事(ミルク)・おやつ・おむつ代等については、おねがい会員が実費を支払います。
8. 交通費については、自家用車を利用した場合のガソリン代や公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費となります。

補償保険制度について

万が一に備え、センターでは「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入しています。



1. サービス提供会員傷害保険

「まかせて会員」がファミリーサポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上(自宅との通常の経路)において傷害を被った時に補償する。

2. 賠償責任保険

「まかせて会員」が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償する。

3. 依頼子供傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、保育サービスを受けている間に傷害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償する。

お見舞金制度について

上記3つでの保険では補償されない部分を補う制度です。「おねがい会員」の子どもに「まかせて会員」の家の物を壊された場合や、送迎中の事故により「まかせて会員」の車が損傷した場合などに請求できます。

条件や上限がありますので、該当するような事案が発生した場合は速やかにセンター事務局までご連絡ください。



※注意点※

補償保険の中に自動車保険は組み込まれていません。送迎を行う「まかせて会員」は必ず任意保険に加入をお願いします。

— 随時会員募集中 —





—問い合わせ先—

宍粟市ファミリーサポートセンター

事務局 宍粟市 健康福祉部 子育て支援課
〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15
TEL 0790-63-3176 FAX 0790-63-1955
受付時間 午前8時30分～午後5時
(月曜日～金曜日) 祝日を除く

各子育て支援センター

山崎

〒671-2573
山崎町今宿 5-15
Tel (0790)63-3210
Fax (0790)63-1955

一宮

〒671-4192
一宮町安積 1347-3
Tel (0790)72-2100
Fax (0790)72-2110

波賀

〒671-4221
波賀町上野 257
Tel (0790)75-8800
Fax (0790)75-2415

千種

〒671-3223
千種町室 1060-1
Tel (0790)76-8600
Fax (0790)76-8110

